

(表 面)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	〇〇地方局〇〇部〇〇課
職 名	〇〇
氏 名	〇〇 〇〇
上記の者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 24 条第 1 項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
〇年 〇月 〇日発行	
愛媛県知事 〇〇 〇〇 印	

(裏 面)

高齢者の居住の安定確保に関する法律 (抜粋)

第 24 条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者 (以下この項において「管理等受託者」という。) に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。
- 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。